

アーキビスト認証委員会（第23回）議事の記録

- 1 開催日時 令和6年2月21日（水） 10時00分～11時49分
- 2 開催場所 国立公文書館4階会議室
- 3 出席者
- | | | |
|---------|-------|-----------------|
| （委員長） | 高埜 利彦 | （学習院大学名誉教授） |
| （委員長代理） | 大友 一雄 | （国文学研究資料館名誉教授） |
| （委員） | 井口 和起 | （京都府立京都学・歴彩館顧問） |
| | 井上由里子 | （一橋大学大学院教授） |
| | 大賀 妙子 | （国立公文書館アドバイザー） |
| | 太田 富康 | （元埼玉県立文書館副館長） |
| | 福井 仁史 | （国立公文書館首席研究官） |
- （国立公文書館）
- | | |
|-------|----------|
| 鎌田 薫 | 館長 |
| 山谷 英之 | 理事 |
| 中島康比古 | 統括公文書専門官 |
| 田中 昭男 | 首席公文書専門官 |
| 伊藤 一晴 | 上席公文書専門官 |
- （参考人） 針谷 武志 （別府大学教授）

※参考人は、議題1の該当部分のみ出席

4 議題

- （1）令和5年度の実施結果と令和6年度の実施に向けた対応（報告）
- （2）准認証アーキビストの公表方法について
- （3）認証アーキビストの更新に係る検討について
- （4）その他

5 概要

- 高埜委員長 ただいまから、第23回アーキビスト認証委員会を開会する。
本日の委員会は、7名の委員全員にご出席いただいております。アーキビスト認証委員会規則第7条第1項により、議決を行うことができる定数に達している。
はじめに、鎌田薫館長よりご挨拶を頂戴したい。
- 鎌田館長 委員の先生方におかれては、大変お忙しい中、また悪天候の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。
本日の委員会では、議事次第にあるとおり、はじめに令和5年度の実施結果のご報告、そして、来年度の認証に向けた予定等をご確認いただく。続いて、2月1日から申請受付を開始した准認証アーキビストの公表方法について、ご確認いただく。次に、前回に続いて、認証アーキビストの更新について、「よくある質問（FAQ）」の具体化や更新に係る申請書様式（案）についてご検討いただき、ご意見を頂戴したい。最後に、本年度実施したアーキビスト認証の普及・啓発活動についてご報告する。
なお、この場を借りて、最近の当館の動向について触れておきたい。先週2月15日に第

12 回魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会が開催され、「新国立公文書館展示基本構想」がとりまとめられた。これに基づき、内閣府において基本計画を策定する運びとなっている。ここで示された考え方に基づき、当館としても新館開館に向けて準備を進めてまいりたいと考えている。

少し勇み足になるのかもしれないが、新館開館を機に、公文書館法の改正等も含む様々な法令上の課題について取り組んでいきたいと考えている。その中には、館法附則の問題も含まれ、さらには、認証アーキビストを国家資格にするのかどうかというような課題も入ってくるかと思うので、引き続き先生方のご高見を伺えればと考えている。

また、既にご覧いただいた先生方も多いかと思うが、2月25日まで、令和5年度第3回企画展「みんなで食べよう—公文書でえがく学校給食—」を開催しており、大変好評をいただいている。まだご覧になっていない方は、ぜひこの後ご覧いただきたい。

本日もよろしくお願ひしたい。

議題1 令和5年度の実施結果と令和6年度の実施に向けた対応（報告）

○高埜委員長 本日の議題に入りたい。議題1「令和5年度の実施結果と令和6年度の実施に向けた対応（報告）」について、まず、資料1のうち、「1 令和5年度の実施結果」と「2 令和6年度の実施に向けた対応」について、事務局から説明をお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 資料1に基づき説明

資料1「令和5年度の実施結果と令和6年度の実施に向けた対応（報告）」のうち「1 令和5年度の実施結果」について説明する。令和5年度のアーキビスト認証については、前回の第22回アーキビスト認証委員会での審査結果を踏まえ、合否結果を申請者に通知した。12月22日に当館ホームページで実施結果の公表を行った上で、令和6年1月1日付で新たに42名を認証した。令和2年度の認証開始以降、認証者数は合計323名となった。別紙1に都道府県毎（住所地）の認証アーキビスト数を示している。これまで認証者が0人であった福島県、大分県に今年度1名ずつ認証アーキビストが誕生した。

次に、「2 令和6年度の実施に向けた対応」については、今回方向性を提案し、次々回となる5月の委員会で、具体案を提示させていただきたいと考えている。まず、「(1) 認証アーキビスト審査規則の改正について」。准認証アーキビストの認定を開始することに伴い、今後は准認証アーキビストの方から認証アーキビストの申請書が提出される場合も考えられる。この対応も含めて、申請書様式の見直しを行いたい。また、認証アーキビストの更新に係る規則及び申請書様式の見直し・追加を図りたいと考えている。続いて、「(2) 「認証アーキビスト申請の手引き」の見直しについて」。「申請の手引き」についても、より分かりやすくなるように見直しを図ってまいりたい。

説明は以上である。

○高埜委員長 ただいまの説明に対して、何かご発言はあるか。

別紙1について、323名の認証アーキビストは、全国的に分布しているという印象を受けたが、県立の公文書館が存在しない県は0人であるといった特徴も見受けられるかと思う。

そのほか何かお気づきの点があれば、ご発言いただきたいが、よろしいか。

それでは続いて、資料1の「3 認証アーキビスト審査細則第2条に定める科目・研修について」に進みたい。アーキビスト認証委員会運営細則第4条第3項では、「委員長は、委員会が必要と認めるときは、学識経験のある者その他の参考人に対し、意見を求めることができる。」と規定している。これにより、議題1に係る資料1別紙2の内容について、本日の委員会において、参考人として別府大学の担当の先生にご出席いただくこととしたいと考えるが、いかがか。

（「異議なし」の声あり）

○高埜委員長 それでは、別府大学の針谷先生、入室いただきたい。

(針谷教授、オンラインにて入室)

- 高埜委員長 事務局から説明をお願いしたい。
- 伊藤上席公文書専門官 資料1別紙2に基づき説明
資料1別紙2「認証アーキビスト審査細則第2条に定める科目・研修について」をご覧ください。まず、「1 既定科目・研修のフォローアップ」について。毎年行っていることであるが、「アーキビストの職務基準書」に基づく「知識・技能等」が修得できる7つの大学院の科目と当館を含む2つの機関の研修について、令和6年度の審査に向けて、「知識・技能等」の修得が可能な内容となっているか、改めてフォローアップを行いたい。
次に、「2 科目の追加検討」である。今年度も高等教育機関向けの個別説明会を開催し、結果として別府大学大学院から手が上がった。同大学院の科目の具体的な内容については、次ページの様式1をご覧ください。名称は「別府大学大学院文学研究科 史学・文化財学専攻 アーキビスト養成プログラム」、設置年は令和6年4月1日となっている。課程修了に必要な単位数は16単位であり、内訳は、必修14単位と選択2単位である。様式1の裏面には、各科目名と担当教員等が示されている。様式2には、具体的な科目の内容が示されている。様式3「科目と審査規則別表1との対応関係」において、必修7科目14単位で認証アーキビスト審査規則別表1に定める知識・技能等の内容の14項目を全て満たす構成となっていることがわかる。
説明は以上である。
- 高埜委員長 ご質問や確認事項などがあれば、ご発言いただきたい。別府大学大学院の科目の内容に関する質問については、針谷先生にご回答いただくこともあるかと思う。
- 大友委員 別府大学大学院のアーキビスト養成プログラムの科目は、別府大学の全ての大学院生が履修可能なのか、あるいは文学研究科の〇〇専攻等、限定されるのかどうか伺いたい。
もう1点、担当教員には、遠方の方もいらっしゃるが、集中講義での開講となるのか。集中講義であるならば、それもまた興味深い取組と思うので、ご教示いただきたい。
- 針谷教授 まず、1点目のご質問であるが、文学研究科史学・文化財学専攻の大学院生を対象とするものである。アーカイブズ学に限定せず、例えば保存科学をテーマにしている者も広く履修ができる。ただし、史学・文化財学専攻以外の専攻生は対象から外れる。
2点目について、アーカイブズ研究Ⅲは、基本的にはオンラインで講義をしていただき、3回分ないし4回分は1泊程度で集中講義をしていただくことを、科目を担当される早川先生とお話ししている。様式2に「集中」と表記しているそのほかの科目については、これから学生と調整して設定していくことを考えている。
- 大友委員 承知した。
もう1点伺いたい。別府大学には、学部で文書館専門職養成課程があるが、これを専攻している学生が大学院の科目を取るといような、つまり、学部と大学院生共通の科目という形にはなっていないのか。
- 針谷教授 学部の課程を修了した学生が大学院に進学してくることを前提に、質の違う授業を設定している。様式1に記載していないが、例えば、学部では大分県立公文書館において数日程度の実習を行っている。大学院ではアーカイブズの修士論文を書くための演習として、3日ないし4日間、集中的に県公文書館に大学院生の実習をしていただいている。このように質の違う授業設定としている。
- 大友委員 承知した。
- 井口委員 大友委員のご質問とも関係するが、アーカイブズ研究Ⅱ～Ⅴの4科目について、様式2を見ると、集中講義となっている。これは、実際にはいつ頃どのように講義を行うのか。集中講義の期間は限られているので、学生が履修することが困難にならないか、どのように配分するのか気になった。
- 針谷教授 本学では、通常の授業期間中、例えば土曜日に数コマ設定する場合も表記上、「集中」と表現している。アーキビスト養成プログラムの科目も、通常授業期間中にも設定することを考えている。
- 井口委員 承知した。

- 太田委員 先ほど大友委員のご質問へのお答えで、様式1に記載された科目のほかにも、修士論文をアーカイブズ学で書くための演習があるというお話があった。アーキビスト養成プログラムの受講対象者には、主な専攻が歴史学の学生と、主な専攻もアーカイブズ学であり、アーカイブズ学の修士論文を書くという学生の両方がいるということか。
- 針谷教授 おっしゃるとおり、アーカイブズ学に関する修士論文を書く学生、つまり史学・文化財学専攻の中でアーカイブズ学を専攻する学生と、そのほかに、アーカイブズ学ではない、別の分野で修士論文を書く学生もこのアーキビスト養成プログラムに参加できる。このような設定のため、修士論文を書くための演習科目は様式1に記載していないということである。
- 高埜委員長 ほかにはよろしいか。針谷先生、ご出席ありがとうございました。別府大学大学院のアーキビスト養成がさらに発展することを期待している。それでは、針谷先生にはここでご退室をお願いしたい。

(針谷教授、退室)

- 高埜委員長 それでは、引き続き、事務局から説明をお願いしたい。
- 伊藤上席公文書専門官 資料1別紙3に基づき説明
資料1「3 認証アーキビスト審査細則第2条に定める科目・研修について」は、最終的には5月の委員会で、審査規則・細則の改正案の中に盛り込んで提案させていただく。最後に「4 今後の予定」である。別紙3「令和6年度アーキビスト認証スケジュール(案)」をご覧いただきたい。令和6年度は、5月中下旬に1回目の委員会を開催したいと考えている。そのほかは今年度のスケジュールとおおむね同様である。認証アーキビストの更新方法の検討等については、改めて議題3で説明したい。
説明は以上である。
- 高埜委員長 ただいま説明があった点について、何かご質問あるいは確認したいことがあれば、ご発言いただきたい。よろしいか。それでは事務局では、令和6年度の実施に向けて準備をお願いしたい。

議題2 准認証アーキビストの公表方法について

- 高埜委員長 続いて、議題2「准認証アーキビストの公表方法について」、事務局から説明をお願いしたい。
- 伊藤上席公文書専門官 資料2に基づき説明
まず、「1 公表までのスケジュール」である。現在、准認証アーキビストの第1回の認定に向けて、申請書の受付を行っている。2月29日が締切となっており、3月に審査をしていただき、その結果を踏まえて3月27日までに審査結果を申請者に通知し、4月1日付で認定を行う予定である。ここまでは、「准認証アーキビスト 申請の手引き」等でも周知してきた内容である。その後、認定した者の一覧表の当館ホームページでの公表については、即日4月1日に行うこととしたい。
第2回は、4月1日から4月30日まで申請書を受付し、5月に審査をしていただき、5月29日までに審査結果を通知し、6月1日付で認定する予定である。第2回についても、ここまでは公表済みの内容であるが、認定した者の一覧表の公表については、6月1日が土曜日であるため、週明けの6月3日に当館ホームページで公表したいと考えている。なお、申請者数については、各回の認定した者の一覧表公表時に、併せて公表をしたいと考えている。
続いて、「2 公表内容」である。准認証アーキビストとして認定した者の一覧表については、PDFファイルでホームページに掲載することを考えている。内容は、准認証アーキビスト審査規則第8条で定めるとおり、氏名、認定番号、認定年月である。PDFファイルの具体的なイメージは、資料2に示しているとおりである。このような形で一覧表にし、1つのファイルとして掲載することを考えている。

最後に、「3 ホームページへの掲載期間」であるが、認定後、1年程度を予定している。認証アーキビストの場合は、更新の仕組みがあるため、お亡くなりになった方やアーキビストとして全く活動しなくなった方は更新されず、認証アーキビスト名簿から自動的に外れていくことになる。一方で准認証アーキビストの場合は、一度認定されると更新の必要がなく、永久に認定されることになる。認定を受けた証拠として、認定に係る通知文を发出するので、証明を求められた場合には、これを証拠として提出していただくことを考えている。よって、認定した時点の情報を半永久的にホームページに掲載し続ける特段の必要がないと考え、掲載期間を1年程度と設定した。

以上が資料2の説明である。

- 高埜委員長 ただいま説明のあった資料2の内容について、ご質問、ご意見等があれば、お願いしたい。
- 井上委員 ホームページへの掲載期間は1年程度で、その後、自身が准認証アーキビストであることを示したい場合には、認定を受けたときの通知文のPDFを示すという説明であったが、もしホームページへの掲載終了後に、館に問合せがあった場合には回答するのか。また、通知文のPDFは単なるPDFなのか、電子署名が入っているなど、確かなものかどうか、教えてもらいたい。
- 伊藤上席公文書専門官 館に対し、准認証アーキビスト本人から問合せがあった場合は、情報提供することになると考えている。PDFについて、電子署名などをつけることは、今のところ想定していない。
- 井上委員 特段問題はないと思うが、どこかの機関が確かにその人が准認証アーキビストなのかを確認したいときに、通知文のPDFのみで本当に十分なのか、少し不安に思う。一応コメントだけさせていただく。
- 高埜委員長 大学院を出て准認証アーキビストとして認定された後に、広く民間に就職口を求めるケースもあるのではないかと。その際、恐らく履歴書に「准認証アーキビスト 認定」と書くと思うが、履歴書を受け取る民間企業側が、准認証アーキビストであることを国立公文書館のホームページで確かめる可能性が、3年程度はあるのではないかと。そのため、1年程度と言わず、3年程度掲載してもよいのではないかと印象を持った。1年程度でホームページへの掲載を終了するのは、何か特段の理由があるのか。
- 伊藤上席公文書専門官 准認証アーキビストとして認定した者の一覧表をホームページに掲載することには、委員会では審査をし、毎年適切に認定していることを対外的に発信する意味合いがある。その上で、いつまで掲載するかという点については、先生方からご意見をいただいたので、まずは1年程度の掲載期間を想定して掲載し、高等教育機関や実際に認定を受けた准認証アーキビストの方の対応も見ながら、掲載期間として1年程度が適切なのか、3年程度なのか、さらに長いほうがよいのかも含め、継続して検討したいと思うが、いかがか。
- 高埜委員長 委員の先生方、よろしいだろうか。継続して、よりふさわしい形でのホームページへの掲載を考えていくということで、了解したい。
ほかにはご意見等あるか。
- 太田委員 先ほどの説明だと、個人情報などの問題で、1年程度で掲載を止めなければならないという積極的な理由は特にないと感じたが、その理解でよいのか確認したい。また、国立公文書館のホームページには、過去にニュースとして掲載していた情報が残っている場合もあるが、どの程度残しているのか。以上2点を確認したい。
- 伊藤上席公文書専門官 まず1点目についてであるが、積極的に1年程度で掲載を止める理由は、今のところない。2点目については、どの程度の期間、情報を当館ホームページ上に残しているのか、例えば外部サービスで見ることにはできるのかも含めて、担当としては明確に把握できていない。
- 中島統括公文書専門官 当館のホームページは、ドメイン名が「go.jp」であるため、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業の対象になっている。よって、国会図書館のポリシーに基づき、定期的に収集した情報が残されていくことになる。他方で、当館のホームページに関しては、サーバーの様々な契約条件等の関係上、全ての情報を残しているわけではない。それぞれの業務や掲載している情報の性質などを考えながら、より長期に出し続ける

- ものと、比較的短期で削除するお知らせのようなものを区別して運用している。
- 高埜委員長 よろしいだろうか。それでは、准認証アーキビストの公表方法については、資料2で示していただいたような形で進めてもらいたい。

議題3 認証アーキビストの更新に係る検討について

- 高埜委員長 続いて、議題3「認証アーキビストの更新に係る検討について」、事務局から説明をお願いしたい。

- 伊藤上席公文書専門官 資料3に基づき説明

前回の委員会から引き続き、検討が必要な事項について、審議をお願いしたい。なお、委員会での検討は、おおむね今回で区切りをつけたいと考えている。

「1 検討事項」として、今回は3点あげている。まず「(1) 認証アーキビスト審査規則別表2に示す事項の具体化」である。別紙1「よくある質問 (FAQ)」記載案をご覧いただきたい。今回は7つのFAQを用意した。このうち、Q9-①から③が、更新申請時点において未公表の実績や、未受講、未実施の活動についての考え方を示したものである。次いでQ9-④から⑥は、点数の具体的な計算方法についてである。Q9-⑦は、「研究発表」等の活動に係る添付書類についてである。

まず、Q9-①は、前回の委員会でいただいたご意見を踏まえて、問いの表現を変更した。「更新申請時点で未公表の実績は更新に係る実績の対象となりますか」という問いに対し、「更新点数累積期間内（申請年の12月31日まで）に公表されることが決まっている場合は、更新に係る実績の対象となりえます」と整理している。この考え方は認証アーキビストの審査でも同様で、公表されることが決まっており、かつ、書籍等の出版元や実績を掲載する紀要等の発行元において作成された証明書を提出いただければ、実績の対象となりえるということである。ただし、最終的には、「更新に係る実績として認められるか、またその点数については、アーキビスト認証委員会が個別に判断」としている。

Q9-②は、更新申請時点で未受講や未実施の活動についてである。前回の委員会では、これらについて事務局では対象とならないと整理をしていたが、先生方からQ9-①の未公表の実績は対象となりえるのに、Q9-②の未受講や未実施の活動は対象となりえないのは、扱いの差が大きいのではないかというご意見をいただいた。そのご意見を踏まえて改めて検討し、未受講や未実施の活動も広く対象とする方向で整理した。具体的には、「更新点数累積期間内（申請年の12月31日まで）に活動することが決まっている場合は、更新に係る活動の対象となりえます」としている。なお、未公表の実績と同様に、「受講・修得予定に係る書類（受講決定に係る書類、出席者名簿、申込みに係る書類の他、開催案内等）を添付」していただくこととしたい。この点については、委員会でも議論してきたとおり、実際に受講した場合も、添付書類は開催案内等で構わないこととしている。つまり、更新申請時点で未受講であっても受講済であっても、添付書類の考え方は変わらないことになる。

「研究発表」、「研修等の講師」、「調査研究活動」についても同様に、「活動予定に係る書類（依頼文、申込みに係る書類の他、開催案内等）」を添付していただければ、対象となりえると整理している。

Q9-③は、「更新申請書類提出後から更新点数累積期間最終日（申請年の12月31日）までの実務経験についてである。こちらも同様に更新に係る実務経験に含めることができます」と整理している。そして、「様式9に所属長等からの確認を得るか、もしくは当該期間の雇用予定がわかる書類（辞令等）の提出」をしていただく必要があることを記している。

以上のように、Q9-①から③は一貫して、更新点数累積期間の実績や活動については、何らかの書類が添付されていれば、最終的には委員会の判断ではあるが、更新に係る実績の対象となりえると整理している。

続いて、Q9-④は、「研修会等の受講」に係る点数の計算方法についてである。標準点数3点の「研修会等（1日以下）を受講」について、「1時間程度の研修も含まれますか」という問いに対し、「1時間程度の研修も「研修会等（1日以下）を受講」の対象となりえます」との回答を示している。つまり、8時間であっても1時間であっても、1日以下

のものは3点と整理している。

「また」以下についても前回の委員会で議論になった点であるが、「学会等の大会において、同日内に開催された講演会や研究会に複数参加した場合」も、「研修会等（1日以下）を受講」に含まれ、標準点数は3点」と示している。

「なお」以下では、委員会でご意見をいただいたために明文化したものであるが、「学会等の運営のために行われる総会など」については、更新に係る活動の対象とはならないと明記している。

Q9-⑤は、「研修等の講師」に係る点数の計算方法についてである。具体的な計算方法の考え方であるが、まず科目や研修について「一つの科目または一つの研修の講師につき一件」として計算することと整理した。そのため、「通年や半期にわたる科目で複数回にわたり講師を担当した場合や、一つの研修の中で複数回の講師を担当した場合」も、同じく一件（5点）として計算すると整理している。具体的には、例1「A大学で、令和6年度に「アーカイブズ〇〇」（全15回）という科目のうち、講義1回を担当」した場合、一件（5点）となる計算である。一方、例2「B大学で、令和6年度に「アーカイブズ△△」（全15回）という科目のうち、講義3回を担当」した場合も、一件（5点）となる計算である。

このように、同じ研修や同じ科目の場合は、何時間担当されても一件として計算するという考え方で整理している。ただし、名称や開講年度が異なる場合は、それぞれを一件として計算をすることとしたい。具体的には例3、例4をご覧いただきたい。例3「C大学で、令和6年度に「アーカイブズ◇◇」（全15回）という科目のうち講義1回を担当し、同じくC大学において、令和6年度に「アーカイブズ□□」（全12回）という科目のうち、講義1回を担当」した場合には、異なる名称の科目を担当しているため、二件（5点×2件=10点）として計算するという整理でいかがかと考えている。

例4「D大学で、令和6年度に「アーカイブズ××」（全15回）という科目のうち講義1回を担当し、同じくD大学において、令和7年度に同科目の講義1回を担当」という場合も開講年度が異なるため、二件（5点×2件=10点）と計算したい。

また、委員会や審議会の委員などを務めた場合は、一任期につき一件として計算することとしたい。つまり、具体的には、例5「令和6年から7年の任期で、〇〇公文書管理委員会の委員を担当」した場合は一件（5点）、例6「令和5年から6年の任期で、□□公文書管理委員会の委員に就任後、令和6年から7年の任期で、同委員に再度就任」した場合のように、二期にわたって務めた場合は、二件（5点×2件=10点）と計算したいと考えている。

これらの考え方を簡単にまとめれば、一つの依頼につき一件（5点）ということになる。

Q9-⑥の「調査研究活動」についても、基本的に同じ考え方で整理しており、「一つの活動につき一件」として計算し、また「一定の任期が定められている活動は一任期の活動を一件」として計算するという整理で考えている。

ボランティア活動は、過去の委員会で議論し、「調査研究活動」に含めて考えることとしたが、ボランティア活動については、一定の任期が定められていないことも多いのではないかと考えている。そのため、「その都度参加者を募る活動に参加した場合は、各活動一年につき一件」として計算する整理で考えている。

具体例として、例1、例2は、「学会の委員・幹事等を担当」した場合である。例1は一任期で一件（3点）であり、例2のように二期にわたって担当した場合は、二件（3点×2件=6点）となる。例3は、「大学の研究プロジェクトに研究協力者として参加」した場合であり、これも一任期につき一件（3点）と計算する。

例4から例6は、ボランティア活動についてである。例4「令和6年に△△市での資料整理ボランティアに参加」した場合は一件（3点）。例5「令和6年に△△市での資料整理ボランティアに参加し、令和6年に□□町での資料整理ボランティアにも参加」した場合は、活動が異なるため、二件（3点×2件=6点）という計算になる。例6「令和6年から7年にかけて、〇〇市での資料整理ボランティアに参加」した場合は、明確な任期のない活動ということであれば、二年分で二件（3点×2件=6点）と整理している。

具体的な計算方法については、様々なご意見があると考えているが、更新点数について

は、一年間の「実務経験」が3点という設定になっていることを踏まえ、「調査研究能力」の配点が高過ぎることにならないよう注意して計算方法を検討してきたところである。

また、更新点数は、5年間で20点を満たせばよいのであって、高得点を競うものではない。よって、一つの科目・研修内で講師を複数回担当した場合に、各回についてそれぞれ得点をつける必要性は低いと考えている。

点数の計算方法は、更新を目指す認証アーキビストにとって、非常に切実な話になるので、以上の考え方は、丁寧に説明してまいりたい。

最後に、Q9-⑦は、「研究発表」、「研修等の講師」、「調査研究活動」に係る添付書類についてである。研修会等を受講したことに係る添付書類については、前回までの委員会において議論し、開催案内等でも認めることになったが、「研究発表」、「研修等の講師」、「調査研究活動」についても、同様の整理で、依頼文や申込みに係る書類だけではなく、開催案内等も含めて広く認めていく整理としている。以上が別紙1の説明である。

続いて、別紙2は、更新に係る申請書様式(案)であり、前回の委員会でいただいたご意見を基に修正を行っている。具体的には、様式8で「得た知見の具体的内容」としていた欄を「得られた知見の具体的内容」と修正し、様式9の備考に、「欄が足りない場合、当該様式を複製して使用すること」という一文を追加するなど、細かい点でブラッシュアップを図った。

実際の様式の改正は、議題1で説明したとおり、今年6月の規則改正の際に行う予定であり、本日ご意見をいただければ、さらに検討の上、反映していきたいと考えている。

次に、別紙3は、別紙1「よくある質問(FAQ)」記載案で説明した得点の基準となっている認証アーキビスト審査規則別表2の改正案であり、今回は新旧対照表の形で示している。主な改正点は、「(3) 調査研究能力」の「著作(単著)」の備考欄で、現行である「旧」には「自費出版を除く。」という文言が入っていたが、先生方から自費出版かどうかで区別する必要はないのではというご意見があったため、削除する形で提案している。

また、文字数については、「論文」は「10,000字以上」、「研究ノート」は「4,000字以上10,000字未満」と定めていたが、論文なのか、研究ノートなのか、業務報告書なのかについては、最終的には内容を見て委員会でご判断いただくため、各項目の文字数の記載は削除し、欄外に全体の最低ラインとして、「(3) 調査研究能力に係る実績の執筆分量は、4,000字程度又はそれ以上とする。」と明記した。

最後に、資料3に戻っていただきたい。今後の予定についてであるが、更新に係る委員会での検討は、一旦今回で区切りをつけたいと考えている。そして、6月に認証アーキビスト審査規則と同細則を改正し、更新に係る新たな申請様式等を設定したい。その後、更新を希望する方に申請方法等を分かりやすく示す「更新の手引き」の案を検討してまいりたい。こちらも、委員会でご意見をいただきながら、年内に館にて決定したいと考えている。その上で、年明け令和7年1月からは、「更新の手引き」を公表し、更新に関する説明会等を開催してまいりたい。詳細なスケジュールはこれから検討するが、更新申請の受付は、おおむね令和7年秋になるのではないかと考えている。秋に申請を受け付けて審査を行い、令和8年1月1日に第1回の更新ということで進めてまいりたい。

説明は以上である。

○高埜委員長 検討していただく内容が多岐にわたっているが、どこからでも構わないので、委員の先生方からご質問、ご意見をお出しいただきたい。

○大賀委員 認証アーキビスト審査規則別表2は、「認証アーキビストの活動に関する標準点数」というタイトルだが、「点数」ではなく「標準点数」にしなければならない理由はあるだろうか。今回のFAQ記載案にもあるが、ただし書で、「点数については、アーキビスト認証委員会が個別に判断」とあり、これと「標準点数」と書いていることと関係があるのか。私の認識では、点数についての判断は、この活動は5点はあげられないが、4点はあげられるというレベルまで判断するのではなく、例えば、これは論文ではなく業務報告書ではないか、よって別表2にしたがうと、15点ではなく3点ではないか、と判断するレベルだと思っている。ただ、FAQの書きぶりだと、内容によって点数を細かく判断するようにも見える。そこまで判断する必要があるとした場合、その根拠が非常に曖昧で難しく、基準が揺

- れそうな気がする。あえて「標準点数」と明記する必要があるのかという点と、委員会が何を判断するかという点について、意識合わせをしたい。
- 伊藤上席公文書専門官 「標準点数」とする意味は、委員会の権限としてある程度の幅を持たせていると考えているためである。ただ、基本的には、この標準点数どおりに点数を付与して、審査を進めていくことでよいと思っている。
 - 大賀委員 確かに委員会の権限として幅を持たせるという考え方もあるが、そうであれば、ぶれが生じないように、委員の意識を統一していかなければならないのではないか。
 - 高埜委員長 代案は考えられるだろうか。単に「点数」だけにしてしまうか、あるいは、「取得点数」、「獲得点数」というような言葉に置き換えるほうがよいだろうか。
 - 大賀委員 具体的には浮かばないが、FAQにただし書があることで、標準点数という書き方が非常に気になってしまう面がある。FAQに書くのは、「当該活動が更新に係る活動として認められるか」は、委員会が個別に判断するという点だけでもよいのではないか。
 - 中島統括公文書専門官 改めて確認すると、認証アーキビスト審査規則の本文では、「点数」となっているが、別表2のタイトルは「標準点数」となっている。今さらながらこの語句の違いは何なのかという疑問はあると思う。その意図は、先ほど伊藤がご説明したような事由である。やはり個別に実質的にご審査いただいていることからすると、点数を完全に決めてしまうことができるのかという気もする。ただ、今ご指摘を頂戴し、もう一度検討してみる必要があると思っているため、ご意見を頂戴できればと思う。
 - 高埜委員長 審査規則別表2のタイトルから「標準」を取ってもよいのかどうか、ほかの先生方はご意見があるだろうか。
 - 福井委員 大賀委員と少し観点が違うかと思うが、点数については、どうしても曖昧な部分が出てしまい、客観的なものにするのは難しいのではないか。審査規則別表2には、認証アーキビストを続けるために、この程度は勉強しておいてください、というこちらからの推奨に近い意味合いもあると思う。したがって、「標準」という言葉やFAQの点数に係るただし書が必要ではないかという意見である。
 - 太田委員 今後の予定について確認したい。審査規則の改正は6月ということだが、FAQは、今日決定すれば、すぐホームページに掲載するということか。
 - 伊藤上席公文書専門官 今までも決まったものから随時ホームページに掲載し周知を図ってきた。今回もおおむね了解いただいた事項は掲載させていただく予定である。
 - 太田委員 今議論になっているただし書をどうするかが今日決まらなければ、今回は全て掲載できないことになってしまうのか。
 - 伊藤上席公文書専門官 今議論になっている「またその点数については」の文言は、既に掲載済みのFAQでも使用している。よって、文言を変更するとすれば、既に掲載済みのFAQも変えることになる。なお、今日の委員会で結論が出なかったとしても、委員会配布資料は、毎回速やかにホームページに掲載しており、議論していることは発信される。最終的なFAQとして掲載するのは多少遅れるかもしれないが、情報がゼロというわけではない。
 - 大賀委員 これから説明会等を丁寧にやっていただくということなので、なぜこういう表現になっているかを適切に説明して、誤解を招かないようにしていただきたいと思う。FAQは、認証アーキビストの皆さんの準備もあるため、早めに公表したほうがよいと思うので、表現上の懸念だけ申し上げておきたい。
 - 高埜委員長 では、そのように事務局で引き取っていただきたい。
先ほど、太田委員から今後の予定について発言があったので、確認したい。更新申請の受付は、「令和7年秋」とあるが、実際は何月を予定しているのか。
 - 伊藤上席公文書専門官 まだ何月かは決めていない。その理由は、先生方には更新の審査だけでなく、認証アーキビストの審査も行っていたかなければならず、重複すると非常に大変な作業になってしまうと懸念している。そのため、館でもう少し検討させていただきたい。
 - 高埜委員長 了解した。「研修等の講師」について、証明となる書類を提出しようとした場合に、大学からの回答が遅いことも考えられる。後期科目を担当する場合は、大体9月、10月といった辺りなので、申請期間との関係がどうなるかと思った次第である。
 - 井口委員 令和7年度以降、認証アーキビストの更新申請受付や審査は毎年のことになる。委

員会よりも、実務を担う担当が大変になるので、うまく回るようにしていただきたい。

ほかの点だが、資料3別紙1の例えばQ9-⑤では、「標準点数5点」と書いてある。しかし、A9-⑤では、「標準」という言葉はなくて、「一件(5点)」と明記されている。「標準」と書いてあるところと書いていないところがあるので、統一してもらいたい。

同様に、A9-⑤の例3について、科目の回数が1か所だけ「全12回」になっているので、ほかと合わせて「全15回」と修正してもらいたい。

質問は、A9-⑥の例4から例6について、「△△市での資料整理」というのは、自治体を表しているのか、場所を表しているのか明確ではないように思う。ボランティアというのは、必ずしも自治体主導のものだけではなく、企業であったり、運動団体やその他民間団体が行う資料整理のようなものもある。自治体でなければいけないのかと、読んだほうは考えてしまうので、丁寧に説明したほうがよいと思うが、いかがだろうか。

○伊藤上席公文書専門官 A9-⑥の例4から例6について、ご指摘の箇所は、場所を表している。一つの資料整理ボランティアに参加したら3点、違う場所でボランティアに参加すればまた3点ということである。必ずしも自治体が主導しているボランティア団体に限るということではなく、様々なボランティア活動が対象となりえると考えている。

○井口委員 自主的な郷土史の研究団体が資料整理を行う場合に、認証アーキビストの資格を持って指導に行くという活動も「調査研究活動」の対象となりえるということによいか。

○伊藤上席公文書専門官 そのとおりである。

○井口委員 了解した。

○井上委員 今の点について、A9-⑥の例を見ていると、そこまでは読み取れないと思う。

「△△市」というのが場所の意味なのであれば、例の書き方を実際の内容に即したものにさせていただくほうがよいと思う。

別の点になるが、更新制度においては、実績が適切なものかという実質的な判断を行うことになる。ほかの方との公平性も見ようと思えば、委員会で十分に実績の内容を見た上で判断していくことが重要になってくる。他方で、ある程度シンプルにしないと実務も回らない。また、更新を希望する認証アーキビストが計画的に点数を確保していくためには、シンプルであることも必要であり、その両方のバランスをどう取るかというのは非常に難しい。

どうすべきかという、あまりよろしくないような場合には何らかの調整ができるようにしつつ、やはりシンプルなものを目指す必要があるのではないか。例えば、認証アーキビストの審査の委員会を毎年秋に行っているが、更新についても同じように非常に緻密に進めることになると、事務局も委員会も大変だと思う。そのため、整理できるものはFAQに書き込んで、審査ではなるべくFAQに書いてある内容から判断し決めていくのがよいのではないかと考えている。

具体的なところに入るが、A9-①で、実績は未公表でも「更新点数累積期間内(申請年の12月31日まで)に公表されることが決まっている場合は、更新に係る実績の対象となります」とあるが、「公表されることが決まっている」とは、原稿を既に提出しているということか。それとも、例えば執筆依頼があって、何号に掲載するということが決まってはいるが、まだ書いていない場合も含まれるのか。依頼元機関が作成した証明書が提出され、何月に掲載予定と書いてあれば、原稿はまだ1文字も書いていない状態であってもよいという考え方もあると思うが、どうお考えなのか、教えていただきたい。

○伊藤上席公文書専門官 未公表の実績については、認証アーキビストの審査と同様に、何かしら原稿ができあがっている場合を想定している。

○井上委員 次のA9-②において、未受講の研修等については、申込みのみで対象となりえるとされている。実績については、既に原稿を書いて提出している、あとは発行を待つのみという場合を想定しているとすれば、研修の受講を申し込んだだけで認めうるのはバランスが悪い気がする。ただ、既に受講済の研修についての添付書類も、申込書等でよいことになっているので、それとの平仄を合わせるのはよく分かるが、申し込んだだけでよいというのは、懸念が残るところはある。更新の仕組みの趣旨として、リスキリングやアップスキリングに常に努めたことを客観的な実績で示した場合にのみ更新を認めるというように厳しく審査するのか、それとも、リスキリングやアップスキリングに常に努めなければならないことを、

ある種意識づけさえできればよいのか。意識づけできればよいということであれば、申込みしていれば対象となりえるという整理でもよいとは思いますが、若干気になった。

○福井委員 資料3別紙1の4ページの冒頭に出てくる「ボランティア活動等」という言葉について、資料整理以外にどのようなボランティア活動が想定されるのか。「資料整理ボランティア活動等」としたほうが、我々がどのような活動を想定しているか伝わるのではないかと気がするが、いかがだろうか。

○伊藤上席公文書専門官 「ボランティア活動」は、認証アーキビスト審査規則別表2の最後の行に、「公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る調査研究活動」と示しているものに含まれる。他の項目に当てはまらない様々な活動を「調査研究活動」で読むこととし、その中の代表的な事例をボランティアとし、前回までに提案させていただいた。

既にホームページに掲載しているFAQのA9-16では、「調査研究活動」の主な例として、「史資料整理等のボランティア活動」、「アーカイブズに係る学会等における委員としての活動」、「アーカイブズに係る科学研究費助成事業への協力」を挙げている。

○福井委員 了解した。

○太田委員 先ほど更新に係る審査の実務が大変になってしまうとの話が出たが、説明があったように点数を競うわけではなく、20点あればよいので、50点分、100点分の実績が提出されても、審査は20点に達したところで更新可と認め、次の方の審査に進んでいくやり方でないと厳しいのではないかと。确实なところで20点を満たしていることが確認できれば、未受講の実績は審査しなくてもよくなり、実務的には進めていけるのではないかと思った。

今回のFAQはこれでよいかと思うが、読んでみるとまた次の質問が浮かんでしまう。資料3別紙1の3ページ、A9-⑤では、「研修等の講師」で、大学の講義を1回担当した例、3回担当した例が挙げられているが、非常勤講師として15回、30回を担当した場合はどうなるか、あるいは本務として大学でアーカイブズ学を教えている場合はどうなるか。次にFAQを整理する機会に、今挙げたような事例にも触れたほうがよいと思った。

○中島統括公文書専門官 「よくある質問（FAQ）」として示している例は、あくまで例示であり、限定列举ではない。そういう点でも、いずれかのタイミングで、ある程度のところでまとめ、「更新の手引き」を作成していくことになると思う。また他方で、実際に更新の時期が来れば、申請受付や審査のプロセスの中で出てきた事例なども踏まえ、必要に応じて「更新の手引き」にFAQを加えたり、修正することがあると思う。

審査については、太田委員からもご発言があったが、20点以上あれば更新できるということで、まさにそこを先生方に審査していただくということになる。館としても、更新の可否を通知するにあたっては、20点以上で更新を認めたか、認めていないかに、通知する内容は限定されるのではないかとお話を聞きながら考えた。

○井口委員 今話題になっている「研修等の講師」もそうだが、認証アーキビスト審査規則別表2には、「公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る」という文言が全ての項目についている。認証アーキビストの審査でも問題になるが、これはアーカイブズ学の論考なのか、歴史学の論考なのかという論点が出てしまうのではないかと。例えば、自館が持っている資料について、それを公開・普及の観点から解説すると歴史の話になってしまう。それがアーカイブズ学の論考なのかとなると、内容的な議論になると懸念している。

○高埜委員長 認証アーキビストの審査と同じようなことが問題になる可能性はある。その際、やはり太田委員や中島統括からお話があったように、更新審査では、中には100点分の実績を申請してくる方がおられるかもしれないが、全てについて判断するのではなく、20点を満たせば更新可という方針で取り組めば、非常に微妙な問題も随分楽になるのではないかと。

更新審査の方針は、実際に審査が始まる前までにオーソライズしておく必要がある。事務局で検討しておいていただきたい。

ほかの点で何かご発言はあるか。

それでは、「よくある質問（FAQ）」については、今日提示されたものについては、認証アーキビストの皆さんに少しでも早くお伝えするために、令和6年3月までに固めて公表するというスケジュールどおりに進めてもらうこととしたい。

そのほか、更新申請様式や認証アーキビスト審査規則別表2の改正については、順次進め

ていただきたい。

議題 4 その他

○高埜委員長 それでは、議題 4「その他」について、事務局から説明をお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 資料 4 に基づき説明

今年度実施したアーキビスト認証に係る普及・啓発活動について、ご報告する。

「1 申請者向け説明動画の公開」については、例年行っている認証アーキビスト申請者向けの動画公開に加え、今年度は、新たに准認証アーキビスト申請者向けのオンライン説明会での録画動画を 1 月 26 日から館の YouTube チャンネルで公開している。こちらは 4 月末まで公開予定である。

「2 説明会の実施」については、アーキビスト認証の説明を全 14 回、高等教育機関や全国公文書館長会議など様々な場で行ってきた。アーカイブズ関係機関協議会は、2 月 26 日開催であるが、予定として掲載している。

「3 情報誌・広報誌等への執筆・寄稿」については、当館のウェブ媒体の情報誌『アーカイブズ』第 88 号において、アーキビスト認証の特集を組み、当館のアーキビスト認証担当が記事を執筆し、アーキビスト認証に参画する大学院の関係者からも 2 本の論考をご寄稿いただいた。第 90 号においても、東北大学の加藤諭准教授からご寄稿いただいた。

同じく情報誌『アーカイブズ』においては、毎号「認証アーキビストだより」というコーナーを設け、館内外の認証アーキビストの方々の記事を掲載している。

続いて、当館の広報誌『国立公文書館ニュース』についても、「アーキビストに聞くー認証アーキビストに仕事の醍醐味などをインタビュー」のコーナーを設け、館内外の認証アーキビストのインタビュー記事を掲載している。

これ以外にも、「4 その他」に示しているとおり、当館が主催するアーカイブズ研修や依頼を受けて出講している大学の講義等の中で、館職員がアーキビスト認証について説明を行っている。また、2 月 23 日に認証アーキビストの有志が実行委員を務めて開催する「認証アーキビストが一堂に会する会 2024」がオンラインで開催される予定である。こちらでも、認証アーキビストの更新に係る検討状況について当館から説明予定である。

説明は以上である。

○高埜委員長 ただいまの説明に関して、何かご質問等はあるか。

最後に報告のあった「認証アーキビストが一堂に会する会 2024」は何回目の開催か。

○伊藤上席公文書専門官 今年が 2 回目の開催である。

○高埜委員長 この会で更新に係る検討状況を説明するのは有益だと思う。よろしく願いしたい。

それでは、本日の議題は以上である。最後に、鎌田館長よりご挨拶をお願いしたい。

○鎌田館長 本日も大変熱心にご議論いただき、ありがとうございます。当館に対する宿題も含め、ご指摘いただいた点については、引き続き検討させていただきたい。

次回は 3 月 15 日に、准認証アーキビストの申請に係る審査をお願いする委員会を開催したいと考えている。よろしく願いしたい。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

○高埜委員長 最後に、事務局から連絡事項をお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 本日の議事の記録については、後日ご確認いただきたい。

○高埜委員長 以上をもって、第 23 回アーキビスト認証委員会を閉会する。

以上